



料 金 表

1 ユニット型介護福祉施設サービス費

(円)					
1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	730	807	888	966	1,041
30日あたり	21,900	24,210	26,640	28,980	31,230

2割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	1,461	1,613	1,777	1,931	2,082
30日あたり	43,830	48,390	53,310	57,930	62,460

3割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	2,191	2,420	2,665	2,897	3,123
30日あたり	65,730	72,600	79,950	86,910	93,690

2 その他の体制加算等

【裏面参照】

3 食費

(円)		(円)		
1日あたり	1,800	⇒	30日あたり	54,000

4 居住費

(円)		(円)		
1日あたり	2,600	⇒	30日あたり	78,000

- ※ トイレ付の居室はプラス¥200/日追加となります。
- ※ お部屋は施設で決めさせていただきます。

【参考】

★介護保険負担限度額認定証に関して

区分	対象者	食費(1日)	居住費(1日)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が特別区民税非課税の方	300	880
第2段階	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円以下の方	390	880
第3段階 ①	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円を超え120万円以下の方	650	1,370
第3段階 ②	・本人、世帯分離している配偶者および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて120万円以上の方	1,360	1,370

- ※ 単身の場合は650万円、夫婦の場合は合わせて1650万円を超える「預貯金等」の資産をお持ちの方は対象外です。
- ※ 住民票上の世帯は異なっても、住民税が課税されている配偶者がいる方は対象外です。
- ※ 申請者が住民税の申告をしていない場合、第3段階の適用となります。
- ※ 利用者負担第2段階、第3段階の方を分ける年金収入等に、非課税年金（遺族、障害年金）が含まれます。
- ※ 適用の可否につきましては、保険者（区市町村）にご確認ください。

5 日常生活費

ティッシュ・歯ブラシ・歯磨き粉等

(円)	
1日あたり	実費(200)
30日あたり	6,000

6 その他

医療費・薬剤費、理美容代等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

実 費

その他の体制加算等(※ ○・・・常時算定します △・・・都度または今後算定します)

(円)

加算項目	加算概要	1日あたり (1割の場合)
△ 初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	33
△ 入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	269
○ 看護体制加算(Ⅰ)	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	5
看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	9
自立支援促進加算	入居者の尊厳保持、自立支援・重度化防止の促進、寝たきりの防止等を医師の関与の下、機能訓練や介護等を行ない、LIFE(システム)への提出とフィードバックケアの向上に努めます。(月に1回)	327
科学的介護推進加算(Ⅰ)	全ての利用者の心身の基本的な情報(ADL値や栄養状態、口腔機能・嚥下の状態、認知症の状態)をLIFE(システム)へ送ります。(月に1回)	43
○ 科学的介護推進加算(Ⅱ)	LIFE(システム)からのフィードバックを十分に活用します。また、ケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直します。(月に1回)	54
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	口腔の健康保持し自立した生活を営み、各入居者の状態に応じた管理を計画的に行ないます。(月に1回)	99
○ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を有効に活用します。(月に1回)	120
○ 日常生活継続支援加算	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められる入居者の割合が100分の65以上で、介護福祉士の数が常勤換算で定められた人員います。	51
○ ADL維持等加算(Ⅱ)	自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行ない、ADLを評価をします。(月に1回)	65
△ 経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従った栄養管理を行ないます。(月に1回)	436
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が51人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	20
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	13
○ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進し、LIFE(システム)へのデータ提出とフィードバックの活用によるケアの向上を図ります。(月に1回)	22
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡を予防するため、計画書を作成し定期的に評価を行います。	13
○ 精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	6
△ 療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	20
○ 安全対策体制加算	事故発生の防止と発生時の適切な対応を行ないます。(入所時に1回限り)	22
○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入を通じて、介護サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進します。	11
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして 1及び2の算定額の1000分の140	14.0%

【参考】

1割負担の場合

(円)

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	159,900	162,210	164,640	166,980	169,230
(第3段階②)	109,800	112,110	114,540	116,880	119,130
(第3段階①)	88,500	90,810	93,240	95,580	97,830
(第2段階)	66,000	68,310	70,740	73,080	75,330
(第1段階)	63,300	65,610	68,040	70,380	72,630

2割負担の場合

(円)

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	181,830	186,390	191,310	195,930	200,460

3割負担の場合

(円)

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	203,730	210,600	217,950	224,910	231,690

※上記参考金額に「その他の体制加算等」及び「その他(実費)」は金額に含まれていません。